

## ●助成金を利用するにあたっての注意事項

・交付申請書を提出する際は、初回実施日の45日前までに御提出ください。

・30人泊以上の宿泊が必須となりますが、ワーケーションを実施した結果、申請年度の2月末までに30人泊を満たさない場合、助成金のお支払いは出来かねます。あらかじめ御了承ください。

急な体調不良で欠員が出る可能性や、業務の都合でやむを得ずワーケーションの実施を中止する可能性を考慮し、参加人数やスケジュールに余裕をもって計画をお立てください。

・ワーケーションプログラムを行う講師やワーケーションに参加される従業員に同行される御家族の費用は助成対象外となりますので御注意ください。

・助成対象経費は、ワーケーション実施期間に発生した宿泊費、交通費、施設等利用料のみとなります。遠方からの参加者がワーケーション実施期間より前に移動する場合や、ワーケーション実施期間後も業務の都合で滞在し、帰宅日が遅れることを予定している場合は、交付申請時にあらかじめ御相談ください。

・ワーケーション実施後における助成金額の算定方法について、実際にかかった経費、対象経費の上限額、交付申請時の助成対象経費を比較し、最も低い金額が採用されます。